

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Sendai Bank

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目	当中間期末	前中間期末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	46,342	46,092	
うち、資本金及び資本剰余金の額	33,274	33,274	
うち、利益剰余金の額	13,234	12,968	
うち、自己株式の額(△)	—	—	
うち、社外流出予定額(△)	166	150	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,410	1,167	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,410	1,167	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	600	731	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	48,352	47,991	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	275	184	46
うち、のれんに係るものの額	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	275	184	46
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	159
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
前払年金費用の額	191	102	25
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	467	286	
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	47,885	47,704	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	534,278	506,326	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,669	2,780	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—	46	
うち、繰延税金資産	—	—	
うち、前払年金費用	—	25	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,669	2,708	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	23,063	23,862	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	557,342	530,189	
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.59	8.99	

(注) 1. 上記「自己資本の構成に関する開示事項」に掲げた計表は、2015年3月26日公布の金融庁告示第25号により定められた様式に従って記載しております。なお、本表中、「当中間期末」とあるのは「2019年9月末」を、「前中間期末」とあるのは「2018年9月末」を指します。
2. 上記に掲げた「自己資本の構成に関する開示事項」の開示に使用する附則別紙様式第3号の経過措置期間が終了したため、当中間期末については、「2014年金融庁告示第7号（以下「開示告示」という。）」別紙様式第11号により開示しております。

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Sendai Bank

定量的な開示事項

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位: 百万円)

項目	2018年9月期		2019年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産 (オン・バランス) 項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	506	20	505	20
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	450	18	219	8
我が国の政府関係機関向け	1,586	63	1,469	58
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,527	181	5,509	220
法人等向け	146,784	5,871	151,695	6,067
中小企業等向け及び個人向け	142,389	5,695	155,812	6,232
抵当権付住宅ローン	26,009	1,040	27,361	1,094
不動産取得等事業向け	131,626	5,265	153,224	6,128
三月以上延滞等	467	18	478	19
取立未済手形	—	—	14	0
信用保証協会等による保証付	2,927	117	3,058	122
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	0	8	0
出資等	28,907	1,156	12,287	491
(うち出資等のエクスポージャー)	28,907	1,156	12,287	491
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—
上記以外	16,179	647	19,195	767
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	16,178	647	19,195	767
証券化	—	—	—	—
(うち S T C 要件適用分)	—	—	—	—
(うち非 S T C 要件適用分)	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	530	21	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スルー方式)	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マンドート方式)	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式250%)	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式1250%)	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,780	111	2,669	106
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産 (オン・バランス) 計	505,683	20,227	533,510	21,340
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	78	3	57	2
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	24	0	18	0
N I F 又は R U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	37	1	44	1
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	388	15	460	18
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	20	0	41	1
派生商品取引	17	0	17	0
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与と枠のうち未実行部分	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目 計	567	22	640	25
[C V A リスク相当額] (簡便的リスク測定方式)	50	2	25	1
[中央清算機関関連エクスポージャー]	24	0	101	4
合 計	506,326	20,253	534,278	21,371

(注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

じもとホールディングス

きらやか銀行

仙台銀行

単体総所要自己資本額

(単位：百万円)

項目	2018年9月期	2019年9月期
	所要自己資本の額	
信用リスク (標準的手法)	20,253	21,371
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	954	922
合計	21,207	22,293

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (地域別、業種別、残存期間別)

(単位：百万円)

	2018年9月期					2019年9月期				
	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高					信用リスク・エクスポージャー中間期末残高				
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー
国内計	1,140,183	821,165	290,548	89	584	1,137,933	858,930	246,186	85	600
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,140,183	821,165	290,548	89	584	1,137,933	858,930	246,186	85	600
製造業	55,110	41,065	13,989	—	33	52,793	39,963	12,809	—	1
農業、林業	4,904	4,890	—	—	11	5,576	5,554	—	—	20
漁業	724	724	—	—	—	736	735	—	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	372	372	—	—	—	495	495	—	—	—
建設業	68,713	66,109	2,517	—	72	68,519	67,350	1,009	—	149
電気・ガス・熱供給・水道業	4,625	3,116	1,505	—	—	6,089	3,472	2,613	—	—
情報通信業	5,731	4,351	1,356	—	0	8,584	4,621	3,937	—	—
運輸業、郵便業	37,322	22,555	14,731	—	—	32,490	21,575	10,887	—	4
卸売業、小売業	60,687	53,973	6,593	—	73	59,830	55,332	4,324	—	130
金融業、保険業	189,818	130,190	59,145	89	—	189,817	135,921	49,679	85	—
不動産業、物品賃貸業	159,483	148,865	10,374	—	126	177,579	168,978	8,460	—	39
各種サービス業	72,269	69,903	2,216	—	112	73,529	71,444	1,964	—	87
国・地方公共団体	209,411	80,396	128,570	—	—	175,173	64,068	110,692	—	—
その他	271,007	194,649	49,547	—	153	286,718	219,416	39,806	—	166
業種別合計	1,140,183	821,165	290,548	89	584	1,137,933	858,930	246,186	85	600
1年以下	257,377	192,923	62,474	—	134	266,705	204,997	55,933	—	199
1年超3年以下	168,839	61,351	107,443	10	20	161,323	67,117	94,086	10	85
3年超5年以下	169,619	85,339	84,136	—	115	133,862	72,402	61,391	—	67
5年超7年以下	55,932	48,686	7,219	—	11	60,705	48,598	12,062	—	24
7年超10年以下	73,606	61,975	11,603	—	16	66,011	54,153	11,822	—	27
10年超	333,907	333,120	500	79	207	377,924	377,082	603	75	162
期間の定めのないもの	80,901	37,768	17,170	—	78	71,400	34,579	10,286	—	33
残存期間別合計	1,140,183	821,165	290,548	89	584	1,137,933	858,930	246,186	85	600

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	2018年9月期			2019年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	1,120	46	1,167	1,275	134	1,410
個別貸倒引当金	4,200	△ 192	4,007	4,438	△ 389	4,048
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	5,321	△ 146	5,174	5,713	△ 254	5,458

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

	2018年9月期			2019年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	4,200	△ 192	4,007	4,438	△ 389	4,048
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	4,200	△ 192	4,007	4,438	△ 389	4,048
製造業	1,045	66	1,112	1,102	△ 6	1,095
農業、林業	32	△ 1	31	4	1	6
漁業	80	△ 0	80	80	△ 74	5
鉱業、採石業、砂利採取業	—	47	47	45	△ 5	39
建設業	65	36	102	585	7	593
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	51	△ 0	51	118	△ 2	115
運輸業、郵便業	249	△ 233	15	126	△ 2	124
卸売業、小売業	359	165	524	522	△ 80	441
金融業、保険業	0	0	0	1	△ 0	1
不動産業、物品賃貸業	283	224	508	472	7	480
各種サービス業	1,536	△ 339	1,197	1,132	△ 236	895
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	494	△ 159	334	245	4	249
業種別合計	4,200	△ 192	4,007	4,438	△ 389	4,048

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
製造業	—	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	5
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	4	45
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	4	—
国・地方公共団体	—	—
その他	—	—
業種別合計	8	50

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	186,385	172,612	191,004	144,911
10%	64,452	36,103	48,477	35,921
20%	56,359	231	56,629	242
35%	—	74,005	—	77,957
50%	63,489	4	58,862	3
75%	—	184,354	—	202,190
100%	31,056	260,749	19,314	293,433
150%	0	217	—	221
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	401,744	728,278	374,287	754,882

(注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	11,440	11,800
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	60,895	45,957

(注) 適格金融資産担保には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー（2018年9月期：7,677百万円、2019年9月期：7,931百万円）を含んでおります。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

該当ございません。

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
与信相当額	89	85
派生商品取引	89	85
外国為替関連取引	—	—
金利関連取引	89	85
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額	—	—

ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

へ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

与信相当額	2018年9月期		2019年9月期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
与信相当額	89		85	
派生商品取引	89		85	
外国為替関連取引	—		—	
金利関連取引	89		85	
株式関連取引	—		—	
その他取引	—		—	
クレジット・デリバティブ	—		—	

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

銀行がオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

銀行が投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額

該当ございません。

(2) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化及び再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

該当ございません。

(3) 自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ございません。

投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額

該当ございません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ございません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

中間貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

○出資等の中間貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	7,572		2,802	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	241		244	
合計	7,814		3,047	

○子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等
 [2018年9月期・2019年9月期] 該当ございません。

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
売却損益額	425	△ 0
償却額	—	—

中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	2,330	803

中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額

(単位：百万円)

2018年9月期
△ 449

(注) 1. 当行では、アウトライヤー基準の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値(観測期間5年、保有期間1年)を金利ショックとし、経済的価値の増減額を計測しております。当行が保有する銀行勘定の資産・負債のうち市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)を計測対象とし、上記金利ショックで計測した経済的価値の増減額のうち、減少方向への影響が大きいものを金利リスク量としております。
 2. 当行が保有する円建の資産・負債以外の外貨建の資産・負債の割合は5%未満となっているため、円建の資産・負債に含めて経済的価値の増減額を計算しております。
 3. コア預金の金利リスク量は、2008年9月より内部モデル(*)により計測しております。
 (*) 当行の流動性預金の残高実績から将来における残高推移を推計し、金利追随分を控除した金額をコア預金としております。なお、計測に使用する残高実績の期間や、内部モデルで推計する期間につきましては、2014年9月に各々5年から10年に変更しております。

金利リスクに関する事項

上記「金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、「開示告示」が改正されたため、2019年3月期より改正後の「開示告示 別紙様式第11号の2」を用いて本開示事項を記載しております。

2019年9月期

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ E V E		△ N I I	
		当中間期末	前中間期末	当中間期末	前中間期末
1	上方パラレルシフト	0			
2	下方パラレルシフト	2,284			
3	スティープ化	0			
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,284			
		ホ		ヘ	
		当中間期末		前中間期末	
8	自己資本の額	47,885			

(注) 上記「IRRBB1：金利リスク」のロ欄、ハ欄、ニ欄及びヘ欄は、「開示告示 別紙様式第11号の2」の経過措置に係る注意書きにより記載しておりません。